

自由主義憲法草案

第一章 天皇

第一条 天皇は、国家元首であり、日本国の統一と永続の象徴である。

第二条 皇位は、皇室典範の定めるところにより、男系の子孫がこれを継承する。

第三条 天皇の国事に関するすべての行為には、内閣が、その責任を負う。

第四条 天皇は、国政に関する権能を有しない。

第五条 皇室典範の定めるところにより摂政を置くときは、摂政は、天皇の名でその国事に関する行為を行う。

第六条 天皇は、衆議院及び参議院それぞれの選任に基づいて、衆議院議長及び参議院議長を任命する。

2 天皇は、国会の指名に基づいて、内閣総理大臣を任命する。

3 天皇は、内閣の指名に基づいて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する。

第七条 天皇は、内閣の進言と承認により、左の国事に関する行為を行う。

一 祭祀及び儀式を行うこと。

二 憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。

三 国会を召集すること。

四 衆議院を解散すること。

五 国会議員の選挙の施行を公示すること。

六 国务大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免並びに全権委任状及び大使及び公使の信任状を認証すること。

七 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を認証すること。

八 栄典を授与すること。

九 批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認証すること。

十 外国の大使及び公使を接受すること。

第二章 平和主義

第八条 日本国は、侵略を行わない。

2 日本国は、軍を保有する。

第三章 国民の権利及び義務

第九条 人間の尊厳は、保護されなければならない。

第十条 日本国民の要件は、法律で定める。

第十一条 日本国民は、法律の定めるところにより、請願を行うことができる。

第十二条 日本国民は、法律に定める資格に応じ、公務員になることができる。

2 衆議院議員若しくは参議院議員又は法律で定める特別の公務員の選挙権及び被選挙権は、日本国民固有の権利である。

3 前項に規定する者の選挙については、普通選挙が保障される。

第十三条 日本国民は、心の中でいかなる宗教を信じることも自由である。

2 他者の権利を損なう行動をとらない限り、いかなる権力も宗教活動や宗教的結社に対し制限を加え又は禁止してはならない。

第十四条 日本国民は、法律に反しない限り、表現の自由を有する。

2 日本国民は、法律に反しない限り、政治活動の自由を有する。

3 日本国民は、政党を結成する権利を有する。政党の要件は、法律で定める。

第十五条 日本国民は、法律で特別の定めをした場合を除き、通信の秘密を侵されない。

第十六条 日本国民は、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪われ、又はその他の刑罰を科せられない。

2 日本国民は、抑留され、又は拘禁された後、無罪の判決を受けたときは、法律の定めるところにより、日本政府にその補償を求めることができる。

第十七条 日本国民は、行政権力から独立した裁判官の裁判を受ける権利を奪われない。

第十八条 日本国民は、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることがない権利を、裁判所が発する令状がなければ、侵されない。令状の要件は、法律で定める。

第十九条 日本国民は、法律に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

第二十条 日本国民は、その財産権を侵されない。

2 私有財産は、法律の定めるところにより、完全な補償の下にこれを公共のために用いることができる。

第二十一条 日本国民は、納税の義務を負う。この義務の内容は、法律で定める。

第二十二条 日本国民は、公益のため必要な役務に服する義務を負う。この義務の内容は、法律で定める。ただし、本章の規定に反することはできない。

第二十三条 この章に定める日本国民の権利は、国家緊急事態に際して、日本国民の擁護又は憲法保障のために、特別の法律によって制限することができる。

第四章 議会

第二十四条 立法権は、議会に属する。議会は、衆議院及び参議院の両議院で構成される。

2 両議院は、この憲法及び法律に定めるもののほか、議院内部の整理に必要な規則を定めることができる。

第二十五条 衆議院は、法律の定めるところにより選挙された議員をもって構成される。

2 参議院は、法律の定めるところにより、選挙され、又は認証された議員をもって構成される。

3 何人も、同時に両議院の議員であることはできない。

第二十六条 議会は、毎年、これを召集する。

2 議会のうち、常会の会期は三か月以上とし、必要がある場合には、これを延長することができる。

第二十七条 内閣は、臨時緊急の必要があるときは、常会のほか、臨時会を召集することができる。臨時会の会期は、法律で定める。

2 いずれかの議院の総議員の四分の一以上の要求があった場合は、二十日以内に、臨時会の召集が決定されなければならない。

第二十八条 議会の開会、閉会、停会、休会及び会期の延長は、両議院同時に行われるものとする。

2 衆議院が解散されたときは、参議院は同時に閉会となる。

3 衆議院が解散されたときは、解散の日から四十日以内に、衆議院議員の総選挙を行い、その選挙の日から三十日以内に議会を召集しなければならない。

第二十九条 両議院は、それぞれその総議員の三分の一以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

- 2 両議院の議事は、この憲法に特別の定めがある場合を除き、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。
- 3 衆議院で可決し、参議院で否決され、又は修正された法律案は、衆議院で出席議員の三分の二以上で再可決したときは、この憲法に特別の定めのある場合を除いては、衆議院で可決したとおりの法律となる。
- 4 参議院が、衆議院の可決した法律案を受け取った後、議会休会中の期間を除いて六十日以内に、議決しないときは、衆議院は、参議院がその法律案を否決したものとみなすことができる。
- 5 条約について、参議院で衆議院と異なった議決をした場合、又は参議院が、衆議院の可決した条約を受け取った後、議会の停会中又は休会中の期間を除いて三十日以内に議決しないときは、衆議院の議決を議会の議決とする。

第三十条 予算案は、先に衆議院に提出されなければならない。

- 2 参議院が衆議院の可決した予算案を否決し、若しくは修正した場合又は参議院が衆議院の可決した予算案を受け取った後、議会休会中の期間を除いて三十日以内に議決しないときは、衆議院の議決を議会の議決とする。

第三十一条 両議院の会議は、公開とする。ただし、議院の議決によって、秘密会とすることができる。

- 2 両議院は、各々その会議の記録を保存し、秘密会の記録の中で特に秘密を要すると認められるもの以外は、これを公表し、かつ一般に頒布しなければならない。

第三十二条 衆議院議員及び参議院議員は、議会の中で発言した意見及び投票行動について、院外において責任を問われない。ただし、議員自らがその発言を演説、出版、筆記その他の方法で議会外に知らせた場合には、この限りでない。

第三十三条 衆議院議員及び参議院議員は、現行犯又は内乱外患に関する罪を除き、議会の会期中、その議員の所属する議院が許可しない限り逮捕されない。

- 2 議会の会期前に逮捕された議員は、その議員の所属する議院が要求したときは、会期中、これを釈放しなければならない。
- 3 両議院は、各々その議員の資格に関する争訟を裁判する。但し、議員の議席を失わせるには、出席議員の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

第三十四条 参議院は、法律の定めるところにより、常置委員会を設ける。参議院常置委員

会は、次に掲げる事項を所管する。

- 一 憲法の条項の解釈をすること。
- 二 憲法の審判を行うこと。
- 三 憲法に附属する法令に関する事項を審議すること。
- 四 緊急政令に関する事項を審議すること。
- 五 罷免の訴追を受けた裁判官の弾劾裁判を行うこと。
- 六 検察官の公訴を提起しない処分の当否を審査すること。
- 七 前各号に掲げるもののほか、必要とされる案件を審議すること。

第五章 内閣

第三十五条 行政権は、内閣に属する。

- 2 内閣は、法律の定めるところにより、その首長たる内閣総理大臣及びその他の国务大臣でこれを組織する。
- 3 内閣は、法律の規定を実施するために必要な政令を発することができる。ただし、憲法及び法律に反する内容の政令を発することはできない。
- 4 内閣は、議会に対してその責任を負う。

第三十六条 内閣総理大臣は、衆議院議員の中から衆議院の議決でこれを指名する。この指名は、他の全ての案件に先立ってこれを行う。

第三十七条 内閣総理大臣が国务大臣を指名するときは、その過半数を衆議院議員の中から選ばなければならない。

- 2 内閣総理大臣は、任意に国务大臣を罷免することができる。

第三十八条 内閣総理大臣が欠けたとき又は衆議院議員総選挙の後に初めて議会の召集があったときは、内閣は総辞職をしなければならない。

- 2 内閣は、衆議院で不信任の決議案が可決されたとき又は信任の決議案が否決されたときは、十日以内に衆議院が解散される場合を除き、総辞職をしなければならない。
- 3 前二項の場合には、内閣は、新たに内閣総理大臣が任命されるまで引き続きその職務を行う。
- 4 衆議院で国务大臣に対する不信任の決議案が可決されたとき、又は信任の決議案が否決されたときは、衆議院が解散される場合を除き、その職に引き続きとどまることができない。

第三十九条 内閣総理大臣は、内閣を代表して議案を議会に提出し、一般国务及び外交関係について議会に報告し、並びに行政各部を指揮監督する。

- 2 内閣総理大臣は、法律の定めるところにより、軍の指揮権を有する。
- 3 内閣総理大臣その他の国務大臣は、いつでも両議院に出席し、発言することができる。

第四十条 内閣は、他の一般行政事務のほか、次に掲げる事務を行う。

- 一 法律を執行し、国務を総理すること。
- 二 外交関係を処理すること。
- 三 条約を締結すること。ただし、法律をもって定めることを要する事項に関わる条約又は国に重大な義務を負わせる条約を締結する場合には、議会の承認を必要とする。
- 四 議会の承認を得て、国際人道法が適用される状態を宣言し、及びその終結を宣言すること。ただし、内外の情勢によって議会の召集を待つことができない緊急の必要があるときには、参議院常置委員会の承認を得ることをもって、議会の承認を得たものとする。この場合においては、次の議会の会期において、議会にこれを報告し、その承認を求めるものとする。
- 五 法律の定める基準に従い、官吏に関する事務を掌理すること。
- 六 予算案を作成し、議会に提出すること。

第四十一条 内閣は、国家緊急事態を宣言することができる。この宣言の条件及び効力は、法律でこれを定める。

- 2 内閣は、公共の安全を保ち、又はその災いを避けるため、緊急の必要があり、かつ、議会が閉会し、停会し、又は休会して開けないときに限り、法律に代わる緊急政令を発することができる。
- 3 緊急政令を発するためには、法律の定めるところにより、参議院常置委員会の同意を得ることを必要とする。
- 4 内閣は、緊急政令を発した後、議会が開かれたときは、当該緊急政令について議会の承認を得なければならない。議会が当該緊急政令を承認しないときは、内閣は、三十日以内にその効力を失うことを公告しなければならない。

第六章 裁判所

第四十二条 司法権は、裁判所に属する。裁判所は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所並びに特別裁判所をもって構成される。

- 2 特別裁判所の管轄に属すべきものは、法律で定める。

第四十三条 裁判官には、法律で定める資格を備える者を、内閣が任命する。

- 2 裁判官は、心身の故障又は、公の弾劾によらなければ、その身分を失わない。

第四十四条 裁判の対審及び判決は、法律の定めるところにより、公開法廷で行う。

ただし、裁判所は、裁判官の全員一致で、公序良俗を害するおそれがあると決した場合に
は、対審は、公開しないでこれを行うことができる。

第七章 会計

第四十五条

新たに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律でこれを定めなければならない。

2 国費を支出し、又は国が債務を負担するには、国会の議決に基くことを必要とする。

第四十六条 国家の歳出及び歳入については、毎会計年度、予算をもって議会の議決を経なければならぬ。

2 予算には、避けることができない予算の不足を補うため、又は予算外に生じた必要な支出に充てるため、予備費を設けなくてはならない。

3 すべて予備費の支出については、事後に議会の承認を求めなければならない。

4 複数年度にわたる事業等特別の必要がある場合には、内閣は、あらかじめ年限を定め、継続費として議会の議決を求めることができる。

5 議会で予算案が審議されず、又は否決された場合には、内閣は、前年度の予算を執行することができる。

第四十七条 皇室経費のうち内廷の経費に限り、現在決まっている額を毎年国庫から支出する。

2 皇室経費を増やす場合には、議会の同意を必要とする。ただし、その場合以外においては、議会はこれに関与してはならない。

第四十八条 公共の安全を確保するために緊急の必要があり、かつ、議会在閉会し、停会し、又は休会して開けない場合には、内閣は、緊急政令によって会計上の必要な措置を執ることができる。なお、緊急政令によって会計上の必要な措置を執る場合においては、参議院常置委員会の同意を得ることを必要とする。

2 前項の規定により会計上の措置をとった場合に、同項の措置について、次の議会の会期において議会の同意を求めることを必要とする。

第四十九条 国家の歳出及び歳入の決算は、会計検査院が検査確定し、内閣は、その検査報告とともに、これを議会に提出しなければならない。

2 会計検査院の組織及び職権は、法律でこれを定める。

第八章 改正

第五十条 この憲法を改正する必要があるときは、憲法改正案の原案を議会に提出しなければならない。この場合において、衆議院及び参議院は、それぞれその総議員の五分の三以上が出席していなければ、憲法改正案の原案についての議事を開くことができない。

- 2 憲法改正案は、衆議院及び参議院の、それぞれの出席議員の五分の三以上をもって、議会がこれを発議し、国民に提案しなければならない。
- 3 議会が発議した憲法改正案は、国民投票により有効投票総数の過半数の賛成を得られた場合に成立する。
- 4 天皇は、議会が発議し、国民投票で過半数の賛成を得た憲法改正を、公布する。

第五十一条 皇室典範の改正は、議会の議決を必要としない。

- 2 憲法に反する内容の皇室典範を定めることはできない。